



## Vol.111

弁護士 向井 蘭  
杜若経営法律事務所

## ★労働行政の流れが変わった

「地方労働行政運営方針とは、毎年厚生労働省から発表される労働行政の運営指針であり、これに基づいて労働基準監督署、労働局等の行政指導が行われます。

私は毎年地方労働行政運営方針について解説するセミナーを担当しております、地方労働行政運営方針に目を通しておられます。

ところが、地方労働行政運営方針そのものを読んでも、例えば「労基法違反等については厳正に対処する」などの文言が並ぶのみで行政の本音はなかなか掴めません。

ここ3年程で、地方労働行政運営方針に「違法な長時間労働の取り締まり強化」との文言が記載されることが増えました。民主党政権時代は、どちらかというと未払い残業代の取り締まりに力点を置いてきましたが、第二次安倍政権になってから次第に長時間労働規制に軸足を置くようになりました。平成27年度から東京と大阪に過重労働撲滅特別対策班「かとく」が出来、本格的に長時間労働に対する取り締まりを強化しました。

ただ、それでも行政の本音はなかなか分からぬところがあります。

では、どこで行政の本音が出るのか？やはり本音は客観的な数字に表れます。

毎年、4月から5月にかけて東京労働局は「司法処理状況の概要について」という内容の、重大な労働行政法規違反事例を検察庁に送検した数を表した文書を発表しております。これまで数年間は各法令違反について何となく同じ送検数で推移してきたのですが、平成27年度から劇的に変わりました（平成28年度は現時点未発表です）。

	平成26年度	平成27年度
労働時間に関するもの（36協定違反等）	4	19
賃金不払い	17	7
割増賃金	4	6
労働基準法関連	31	41
労働安全衛生法	23	22
送検総件数	54	63

上記を見てお分かりの通り、労働時間に関する送検数が激増し、これまで毎年5件前後で推移していたのが19件に増えております。政府の方針を受けて取り締まりを強化したためと思われます。この急激な増加の原因は、単に調査対象を増やしただけではなく、これまで送検していなかった（見逃してあげた）事例でも送検しているのではないか、すなはち送検基準をより緩和しているためではないかと考えられます。そのため、これまで労働基準監督署の調査では正勧告で止まっていたものが送検されてしまう事例が今後増えるのではないかと思います。送検になれば社名が報道されることもあり、従業員の採用は致命的な影響を受けます。厚生労働省は昨日、今年5月から違法残業の疑いで書類送検した事案などを同省のホームページ（HP）で一括掲載すると発表しました。今後、送検されたことをきっかけに倒産する企業も出てくるのではないかと危惧しております。

お気軽にご相談下さい

(10:00~17:00)

杜若経営法律事務所

TEL03-3288-4981/FAX03-3288-4982